

随意契約（先着順）による市有地売却の流れ

購入申込

先着受付順での売却となります。契約管財課管財担当へ購入申込書及び、誓約書を持参または郵送してください。
申込様式は契約管財課管財担当へ請求するか、ホームページからダウンロードしてください。なお、申込書には必要書類を添付してください。

現地説明

実施日時を相談のうえ、現地説明を行います。



契約保証金の納入

原則として、譲渡申請から1か月以内に契約締結をします。

契約締結の際は、市が発行する納付書で契約保証金として売買代金の10%（以上）の金額を納入していただきます。

- ※ 契約保証金は売買代金に充当することができます。
- ※ 契約保証金納付後、契約を締結しないなどの場合及び契約締結後、売買代金の全額が期限までに納入されない場合は契約が解除され、納付された契約保証金は市に帰属することとなり、返還されません。

売買契約の締結

契約保証金の納入により売買契約を締結します。契約保証金納付日＝契約日となります。契約書には実印を押印してください。契約書に貼付する印紙は購入者の負担となります。



売買代金の納入

納入通知書により契約書に記載の納付期限までに売買代金を納入してください。
売買代金の納入＝所有権移転となります。

所有権移転登記

売買代金の納入後、市で所有権移転登記を行います。登記手続きには住民票（法人の場合は不用）及び、登録免許税（買受者負担）が必要となります。所有権移転登記完了後、登記識別情報通知をお渡しします。受領書を提出していただき、手続き完了です。

■ 売買に係る費用は、売買代金（契約保証金）及び契約書に貼付する収入印紙代、登録免許税、書類等の送料です。なお、不動産を取得した場合は、別途、不動産取得税、固定資産税、都市計画税等の税金がかかります。

